

## 入札説明書

この入札説明書は、令和8年5月15日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 羅臼町長 湊 屋 稔

### 2 入札に付する事項

- (1) 業務番号 委託第9号
- (2) 業務名称 水道配水管路台帳図デジタル化及び公開型 GIS 導入事業
- (3) 業務場所 北海道目梨郡羅臼町
- (4) 委託期間 契約締結の翌日（閉庁日を除く）から令和9年3月25日まで
- (5) 業務概要 羅臼町が管理する水道配水管路台帳図をデジタル化し、公開型 GIS 構築を目指すものである。（別途回覧に供する仕様書参照）
  - 1 水道配水管路台帳図デジタル化により来庁者の軽減が図れる。
  - 2 水道配水管路台帳図のデジタル化により、正確かつ効率的な施設管理を図る。
  - 3 公開型 GIS の導入により情報の更新や検索を容易にし、問い合わせ対応に要する時間及び待ち時間の削減を図る。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札参加希望者は令和8年度羅臼町競争入札参加資格者名簿（物品役務）（以下「資格者名簿」という。）に登載されているもの。
- (2) 資格者名簿の所在地が北海道内の住所であること。
- (3) 当該業務は、災害時・緊急時にも住民サービスの継続が求められる公開型 GIS を構築する業務であることから、障害発生時に迅速な現地対応が可能な体制を確保するため、北海道釧路総合振興局管内及び根室振興局管内（以下「釧路管内」という。）に本店又は支店を有する事業者であること。
- (4) 過去3年以内に、地方公共団体が国の補助金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地創）またはデジタル田園都市国家構想交付金（デジ田））を活用して発注した、施設台帳図（上下水道、道路等）のデジタル化及び公開型 GIS の構築に関する業務について、元請として受注し、完了した実績を有すること。なお、公開型 GIS については、過去3年以内に、デジタル地方創生モデル仕様書に定める機能一覧に示される必須機能要件を満たすシステムを導入した実績を有する事業者であること。
- (5) 当該業務の参加は単独の事業者に限るものとし、共同企業体による参加は認めない。
- (6) 当該業務の入札に参加しようとする者の相互間に、資本関係又は人的関係があると認められないこと。

### 4 入札参加資格審査申請

#### (1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似業務の履行実績を証明する書面（業務実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し））

イ その他町長が必要と認めた書類

(1) 提出期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83  
羅臼町役場 建設水道課

(3) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

**5 制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙の交付に関する事項**

制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月21日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。インターネットによる場合は、令和8年5月15日（金）から令和8年5月21日（木）まで（休日を含む。）とする。

(2) 交付場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83  
羅臼町役場 建設水道課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「 羅臼町ホームページ <http://www.rausu-town.jp/> 」

(3) 交付方法

直接交付又はインターネット交付とし、送付又はファクシミリでは行なわない。

(4) 費用

無料とする。

**6 入札参加資格の審査**

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年6月1日（月）までに書面により通知する。

**7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明**

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和8年6月5日（金）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83  
羅臼町 建設水道課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

**8 契約条項を示す場所**

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83  
羅臼町 建設水道課

## 9 入札執行の場所及び日時

### (1) 入札場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83  
羅臼町役場 1階会議室

### (2) 入札日時

令和8年6月15日(月) 13時30分

### (3) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

## 10 送付による入札

認めない。

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実に認める担保を提供すること。ただし、羅臼町財務会計規則(昭和40年規則第1号。以下「財務会計規則」という。)第53条の2の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

### (2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実に認める担保を提供すること。ただし、財務会計規則第67条の2の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

## 12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

## 13 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

## 14 契約書作成の要否

必要とする。

## 15 予定価格等

(1) 予定価格 公表しない。

(2) 最低制限価格 設定していない。

## 16 仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、仕様書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、仕様書等を複写することができる。

### ア 閲覧期間

令和8年5月15日(金)から令和8年6月11日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

### イ 閲覧場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83  
羅臼町役場 建設水道課

(2) 仕様書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和8年5月15日(金)から令和8年6月8日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)  
毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

郵便番号086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番83  
羅臼町 建設水道課

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年5月18日(月)から令和8年6月11日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)  
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83  
羅臼町役場 建設水道課

## 17 支払条件

(1) 前払金

なし

## 18 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 開札の時(落札者の決定前まで)において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務会計規則第55条の2各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(8) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、羅臼町役場建設水道課(電話番号0153-87-2163)に照会すること。